

条件付き一般競争入札 (工 事) 様 式 等

※様式については、入札公告で提出を求められているもののみを提出ください。

- 様式第 1 号 競争入札参加資格確認申請書
- 様式第 2 号 同種工事の施工実績
- 様式第 3 号 配置予定技術者の資格・工事経歴等

※中間前払金と部分払の選定に関する入札条件等について

落札決定をうけた者は、(様式 4) 入札条件を確認の上、必要な場合は(様式 5) を届け出てください。

(様式 4) 入札条件

(様式 5) 中間前払金と部分払の選択に係る届出書

※その他説明事項

- 入札・契約に関する重要事項 (電子入札システム)

<http://cals05.pref.akita.lg.jp/koukoku/akita.html>

- 契約の保証に関する説明事項 (別添 1)

秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課

(様式第 1 号)

年 月 日

(あて先) 契約担当者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が調達する次の案件の請負契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、契約書案第 10 条に規定する現場代理人及び主任技術者等を適正に配置できること並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名

工 事 番 号

(様式第2号)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

会社名

問い合わせ連絡者

(TEL)

工事番号（工事番号がない場合は工事名）

工 事 名	発 注 者 名 (1) 契約担当機関名 (2) 担当事務所名	施工場所 (1) 都道府県 (2) 施工地名	契約金額 (百万円)	施 工 年 度 及 び 工 期 (年月、〇ヶ月)	受注形態 (ＪＶの場合 出資比率)	工 事 の 概 要 【条件に関連する工事種別、工法、施工数量 を記載のこと】	C O R I N S (1) 登録の有無 (2) 登録番号
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・ＪＶ (%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・ＪＶ (%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・ＪＶ (%)		登録：有・無 番号：

- 1 入札参加資格とされている同種工事に該当する主要な工事の施工実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。なお、記載に不備不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。
- 2 同種工事とは、〇〇〇をいう。
- 3 複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
- 4 記載した工事の請負契約書及び設計図書等（金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種工事であることが確認できる資料）の写しを添付すること。ただし、C O R I N S に登録し、その内容が確認できる場合は不要。（登録番号を記載すること。）
- 5 J V で施工した工事については出資比率〇〇%以上の場合のみ施工実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

(様式第3号)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名

工事番号(工事番号がない場合は工事名)

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交 付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年 月日 (次回講習予定年月)	当該技術者を配置予定技 術者として入札参加資格 の確認を申請中の他の秋 他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機 関、開札予定日	工 事 経 歴 (過去に従事した同種工事の内容等)						
			工事名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度 及び工期 (月数)	従事役職	工 事 概 要 【工法、施工数量を記載のこと】

- 【添付資料】 ①検定試験合格証明書（建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し
- ②3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料
- ③「従事役職」欄の記載に関し現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）

【記載要領・注意】

- 1 この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札参加資格無しと判断するため、技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。
- 2 技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 3 工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過する日を迎える場合は、当該5年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。
- 4 記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の秋田県発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。
- 5 「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。
- 6 複数の工事を記載する場合は、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載すること。

(様式第3号) (つづき)

会社名

工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					本工事(※)に従事できると 判断する理由
		工事名	発注者名	場所 (市町村名)	請負金額 (百万円)	工期 (~)	
	有 無						
	有 無						
	有 無						

1 工期については、年月日を記載すること。

※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

3 営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1 営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下、「営業所技術者等」という。)として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。

2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること(「土」、「建」、「電」、「管」等)。

3 申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る営業所技術者等について記載すること。

4 営業所技術者等を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事(※)」に従事できると判断する理由欄に対応方針を記載すること。
(建設業法第26条の5の規定により兼務する場合は、その旨を記載し、人員の配置を示す計画書を添付すること。)

(様式第3号) (つづき)

会社名
工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

4 主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否

可 ・ 否 (どちらかに○)



「可」の場合は以下の表に必要事項を記入すること。

低入札価格調査を経て契約する場合に増員配置する予定の技術者の氏名、資格、現況等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 (次回講習予定年月)	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					
			工事名	発注者名	場所 (市町村名)	契約金額 (百万円)	工期 (~)	本工事に従事できると判断する理由
		有 無						
		有 無						
		有 無						

【添付資料】 ①検定試験合格証明書（建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し
②3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料

【記載要領・注意】

- 低入札価格調査を経て落札決定しようとする場合において、この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札無効と判断するため、技術者の候補者が複数いる場合は全て記載できるものであること。また、この用紙に増員配置予定技術者に関する記載がない場合は、増員配置「否」とみなし、入札無効と判断する。
- 技術検定の合格通知書を添付する場合は、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 工期中に監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過する日を迎える場合は、当該5年を経過する日までに受講する予定の監理技術者講習の予定年月を括弧書きで記載すること。なお、複数年にわたる工期の場合は見込みの記載でも構わない。
- 工期については、年月日を記載すること。
- 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

(様式第 5 号)

年 月 日

(あて先) 契約担当者

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

通 知 書

次のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

工事名：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項 (空欄可)

(注)

- 1 . 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 . 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。
- 3 . 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 . 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 . 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(様式第5号) ※記載例

年 月 日

〇〇地域振興局長

住 所 〇〇市〇〇字〇〇〇-〇
商号又は名称 〇〇建設(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

通 知 書

次のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

工事名: 〇〇地区 河川災害復旧工事 〇〇-〇〇〇〇-〇〇

- ☒ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※: 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: 報道等のURLを記載又はファイルを添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☒ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※: 〇〇豪雨災害の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: 報道等のURLを記載又はファイルを添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項(空欄可)

自由記述: 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等

(注)

- 1 . 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するののものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 . 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。
- 3 . 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 . 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 . 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(様式4)

入 札 条 件

1 中間前払金と部分払の選択について

請負代金額が100万円以上の工事(継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの年度の年度割金額等が100万円以上の工事)については、中間前払金を請求できるので、この場合は、あらかじめ中間前払金と部分払のいずれかを選択するものとする。

この選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

2 中間前払金の請求

(1) 中間前払金は、次のすべての要件を満たすことについて認定を受けた場合に請求できる。

- 1) 当該契約に係る工期の2分の1(継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事期間の2分の1)を経過していること。
- 2) 1)の工期の2分の1までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の年度割金額等の2分の1)以上の額に相当するものであること。

(2) 契約締結に当たり、部分払を選択する旨の届出を行っている場合には、中間前払金を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前払金を選択する旨の届出を行っている場合には、部分払(継続費又は債務負担行為に係る契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。)を請求することはできない。

(様式5)

中間前払金と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

秋田県知事（公所の長）

住 所

氏 名

次の工事に係る中間前払金と部分払の選択について、届出します。

1 施工する工事

（1）工 事 名

（2）工 事 場 所

（3）請負代金額 ￥

（4）工 事 日 数 日

2 中間前払金と部分払の選択（いずれかに○を付すこと。）

（1）中間前払金

（2）部 分 払

〔注〕特定建設共同企業体にあつては、構成員の全てが記名押印すること。

(別添 1)

工事請負契約における契約の保証に関する説明事項

工事請負契約は、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上を保証する次の(1)～(5)に掲げるいずれかの保証が付された後、工事請負契約書案に定める日に締結するものとする。ただし、当該定める日までに(3)～(5)に掲げる保証を得ることができない場合は、あらかじめ契約担当者にその旨を申し出、落札日から5日を超える期間を要する場合にあっては、契約締結期限の延長願(別紙様式)を提出し、契約担当者の承認を受けなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- 1) 落札者は、契約担当者に、契約保証金を納付する旨を申し出、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の金額を記載した納入通知書の交付を受け、指定金融機関等に当該金額を払い込んで、領収書の交付を受け、当該領収書を契約担当者に提示すること。
- 2) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- 3) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 4) 契約者は、工事完成後、契約担当者から口座振替により契約保証金の返還を受けるものであること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券は、利付き国債、秋田県債、郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。
- 2) 落札者は、契約担当者に保管有価証券納付書を提出し、出納機関に対して契約保証金の金額に相当する金額の保管有価証券を納付し、保管有価証券保管証書の交付を受けること。なお、提供された有価証券等は、一通につき一工事のみ担保するものとする。
- 3) 保管有価証券納付書の宛名の欄は、「(契約担当者 職氏名を記載すること)」及び「(出納機関職氏名を記載すること)」と記載すること。
- 4) 落札者は、契約担当者に保管有価証券保管証書を提示すること。
- 5) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- 6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保管有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により

秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 7) 契約者は、工事完成後、請負代金の支払請求書の提出とともに保管有価証券払出請求書を契約担当者に提出すること。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 契約保証金の支払いを保証できる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社とする。
- 2) 保証書の宛名の欄は、「(契約担当者職氏名を記載すること)」と記載するように申し込むこと。
- 3) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行に基づく損害金の支払いであること。
- 4) 保証金額が契約保証金の金額以上とすること。
- 5) 保証期間が工期(余裕期間制度を設定した請負契約にあつては全体工期、以下同じ。)を含むものとする。
- 6) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。
- 7) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- 8) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、銀行等又は保証事業会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 9) 契約者は、銀行等の保証を付した場合にあつては、工事完成後、契約担当者から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- 1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- 2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- 3) 保証金額は、請負代金額の10分の1(役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては、10分の3)の金額以上とする。
- 4) 保証期間は、工期を含むものとする。
- 5) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- 6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行

不能となったときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証

- 1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- 2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- 3) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載するものとする。)」と記載するように申し込むこと。
- 4) 保険金額は、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）の金額以上とする。
- 5) 保険期間は、工期を含むものとする。
- 6) 保証の対象に「契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となった場合」を含むこと。
- 7) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- 8) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

様式 1

年 月 日

契約担当者

申請者
住 所
商号又は名称
氏 名

契約締結期限延長申請書

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
落札の通知を受けた日	年 月 日
延 長 す る 期 限	年 月 日
落札の通知を受けた日 から 5 日以内に契約を 締 結 で き な い 理 由	

年 月 日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

契約担当者